

議案第15号

松阪市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について

松阪市乳児等通園支援事業に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市乳児等通園支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、市が行う乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、松阪市立三雲北こども園とする。

(対象乳幼児)

第3条 施設を利用することができる者（以下「対象乳幼児」という。）は、出生の日から6月を経過した乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）又は幼児（同項第2号の幼児をいう。）であって満3歳未満のもの（保育所に入所している者その他の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32の10第3項で定めるものを除く。）のうち、乳児等支援給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。）とする。

(利用の申込み)

第4条 施設を利用しようとする対象乳幼児の保護者（以下「保護者」という。）は、規則で定めるところにより、施設に利用の申込みを行わなければならない。

(利用料等)

第5条 保護者は、対象乳幼児が施設を利用する場合、利用する日の利用料を納入しなければならない。

2 利用料の額は、対象乳幼児1人につき、1時間当たり300円とする。

3 利用料の納入の期限は、施設を利用する日とする。

(利用料の免除)

第6条 市長は、規則で定める事由に該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。